

薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視  
－ 需要根絶に向けた対策を中心として －

結 果 報 告 書

平成 22 年 3 月

総務省行政評価局



## 前 書 き

我が国における薬物事犯の検挙人員は、平成10年1万8,811人から20年1万4,720人へと2割程度減少しているものの依然として高水準で推移している。特に、大麻事犯の検挙人員は、10年1,316人から20年2,867人に倍増しており、検挙者は、大学生、高校生、医師、自衛官、小学校教諭、スポーツ選手、主婦等広範囲に及んでいるなど乱用のすそ野が広がっている状況がうかがわれる。

政府は、従来から薬物乱用防止対策に取り組んでおり、平成9年1月には、内閣総理大臣を本部長とする「薬物乱用対策推進本部」を内閣に設置し、同本部において、10年5月に「薬物乱用防止五か年戦略」、15年7月に「薬物乱用防止新五か年戦略」をそれぞれ策定するなど、薬物の乱用防止に計画的に取り組んできた。これらの取組により一定の効果が出ているものの、依然として厳しい状況にあるとの認識の下、平成20年8月には、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」を策定して、政府を挙げた総合的な対策を講ずることにより、薬物乱用の根絶を図ることとしている。（薬物乱用対策推進本部は、平成20年12月に「犯罪対策閣僚会議」の下に統合され、薬物乱用対策推進会議となった。）

しかしながら、薬物乱用防止対策の一環として薬物乱用防止五か年戦略等に基づき、再乱用防止対策が講じられているが、薬物事犯の検挙人員の7割以上(平成20年1万1,231人)を占め、我が国の薬物問題の中心的課題とされている覚せい剤事犯の再犯率は、平成13年以降、毎年5割を超える高水準で推移していることから、再犯に結びつかないよう再乱用防止対策を一層推進することが重要な課題となっている。

再乱用防止対策を推進するに当たっては、薬物事犯の検挙者の多くが本人の意志により薬物を断つことができない薬物依存症であるとみられているため、行政機関を始め、医療機関、自助グループ等民間団体が連携して、薬物依存症の治療、薬物依存症者やその家族に対する支援を含めた総合的な対策が必要となっている。

一方、平成20年度以降、大学生を中心とした若年層による大麻事件が相次いで発生し、大きな社会問題となっていることから、これらの者に対して薬物乱用を拒絶する規範意識を持たせるための事前防止対策も重要な課題となっている。薬物乱用防止五か年戦略においては、事前防止対策の一つとして、学校における指導・教育を重要な施策として位置付けているが、すべての中学校及び高等学校において少なくとも年1回開催するとされている薬物乱用防止教室の実施状況を見ると、20年度の実施率は、中学校58.4%（12年53.5%）、高等学校64.1%（12年62.5%）にとどまっており、学校における指導・教育の徹底が求められている。また、大学生による大麻事件が続発し、第三次薬物乱用防止五か年戦略に大学等における事前防止対策が新たに盛り込まれたことから、大学等における取組の充実も今後期待されているところである。

この行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、薬物乱用防止対策について、特に、再乱用防止対策や事前防止対策など薬物の需要根絶に向けた対策の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

政府においては、平成22年3月に、薬物乱用対策推進会議が、内閣府副大臣を座長とするワーキングチームを設置し、第三次薬物乱用防止五か年戦略の加速化を図ることとしている。この行政評価・監視結果が、加速化を進める関係機関においても活用され、薬物乱用防止対策の一層の充実が図られることを期待する。



# 目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	
1 再乱用防止対策の推進	
(1) 初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策の推進	2
(2) 刑事施設における薬物依存離脱指導の徹底	31
(3) 矯正施設及び保護観察所の連携の強化	43
(4) 薬物依存症者、その家族等に対する支援の推進	69
2 学校における事前防止対策の推進	
(1) 中学校及び高等学校における薬物乱用防止教育の充実強化	111
(2) 大学等における薬物乱用防止に係る啓発・指導の推進	124
3 国及び都道府県における薬物乱用対策の推進	137



## 図 表 目 次

### 1 再乱用防止対策の推進

#### (1) 初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策の推進

表 1 - (1) - ①	薬物事犯の検挙人員の推移	7
表 1 - (1) - ②	覚せい剤事犯における再犯率等の推移	8
表 1 - (1) - ③	「薬物乱用対策推進本部」及び「薬物乱用対策推進地方本部」の設置経緯等	9
表 1 - (1) - ④	第三次五か年戦略の概要等	10
表 1 - (1) - ⑤	未決拘禁者の収容に関する規定	11
表 1 - (1) - ⑥	未決拘禁者の一日平均収容人員の推移	12
表 1 - (1) - ⑦	未決拘禁者に対する知的、教育的活動等についての援助に関する規定	13
表 1 - (1) - ⑧	未決拘禁者に対する「推定無罪の原則」の根拠とされている規定	14
表 1 - (1) - ⑨	刑事施設において実施される薬物依存離脱指導に関する規定	15
表 1 - (1) - ⑩	刑の執行猶予及び保護観察に関する規定	16
表 1 - (1) - ⑪	保護処分の決定に関する規定及び平成 20 年に保護処分の決定を受けた少年の状況	18
表 1 - (1) - ⑫	「犯罪白書」における初犯の覚せい剤事犯者の再犯傾向等に関する記述	19
表 1 - (1) - ⑬	法務総合研究所の研究部報告における薬物乱用者処遇に関する記述	20
表 1 - (1) - ⑭	初犯の薬物事犯者における執行猶予人員に占める保護観察に付された者の割合（罪名別）	21
表 1 - (1) - ⑮	第三次五か年戦略における再乱用防止に向けた取組に関する記述	22
表 1 - (1) - ⑯	3 拘置所における未決拘禁者が閲覧可能な書籍の備え付け状況等	23
表 1 - (1) - ⑰	少年鑑別所において、被収容少年に対し薬物依存からの回復に向けた自習用ワークブックを貸与している例	24
表 1 - (1) - ⑱	警察庁において、執行猶予判決が見込まれる者に対して薬物依存回復プログラムについての情報を提供し、希望者に、判決後に参加させる取組を行った例	26
表 1 - (1) - ⑲	都道府県において、未決拘禁者に対して薬物依存回復プログラムについての情報を提供し、希望者に出所後同プログラムを受講させている例	27
表 1 - (1) - ⑳	民間団体において、薬物事犯容疑の未決拘禁者に対してリハビリ施設についての情報提供を行っている例	29
表 1 - (1) - ㉑	第三次五か年戦略等における薬物依存症に対する治療等に関する記述	30

#### (2) 刑事施設における薬物依存離脱指導の徹底

表 1 - (2) - ①	矯正処遇の種類に応じた処遇指標に関する規定	35
表 1 - (2) - ②	薬物依存離脱指導の実践プログラム及び標準プログラムに関する規定	36

表 1 - (2) - ③	犯罪傾向の進度に応じた受刑者の処遇指標及び刑事施設の処遇区分に関する規定	38
表 1 - (2) - ④	「犯罪白書」における刑事施設への初入者（覚せい剤事犯者）に対して薬物依存離脱指導等の再犯防止策を講じることの重要性に関する記述	40
表 1 - (2) - ⑤	13 刑事施設における薬物依存離脱指導の実施率等	41
表 1 - (2) - ⑥	B 指標施設において薬物依存離脱指導の実施率向上のための改善の余地がある例	42

(3) 矯正施設及び保護観察所の連携の強化

表 1 - (3) - ①	仮釈放及び仮退院期間中の保護観察に関する規定	49
表 1 - (3) - ②	刑事施設及び少年院から保護観察所への情報提供（施設収容時）に関する規定	50
表 1 - (3) - ③	刑事施設からの仮釈放及び少年院からの仮退院の申出に関する規定	51
表 1 - (3) - ④	地方更生保護委員会から保護観察所への情報提供に関する規定	52
表 1 - (3) - ⑤	少年院における処遇評価記録の保護観察所への提供に関する規定	53
表 1 - (3) - ⑥	刑事施設における改善指導の評価記録等に関する規定	55
表 1 - (3) - ⑦	保護観察所から少年院への情報提供（保護観察終結時）に関する規定	56
表 1 - (3) - ⑧	法務総合研究所の研究部報告における刑事施設と保護観察所の連携強化の必要性に関する記述	57
表 1 - (3) - ⑨	有識者会議による更生保護官署と関係機関との連携強化等に関する提言	58
表 1 - (3) - ⑩	保護観察所が実施する「覚せい剤事犯者処遇プログラム」に関する規定	59
表 1 - (3) - ⑪	刑事施設等から保護観察所への情報提供の状況 （その 1 刑事施設等が作成する主な書類及び記載内容等）	61
	（その 2 8 保護観察所における、刑事施設及び少年院から提供された資料の分量調べ）	62
表 1 - (3) - ⑫	保護観察所における刑事施設からの情報提供の推進に関する意見等	63
表 1 - (3) - ⑬	保護観察の終結時に保護観察所から少年院へ提供される情報	64
表 1 - (3) - ⑭	13 刑事施設における平成 20 年に仮釈放された R 1 指定者に対する薬物依存離脱指導の実施状況	65
表 1 - (3) - ⑮	R 1 指定を受けた覚せい剤事犯者で、刑事施設への収容から保護観察の終了までの間に一度も再乱用防止に向けた薬物依存離脱指導又は専門的処遇プログラムによる指導を受けない者が発生しているおそれがある状況	66
表 1 - (3) - ⑯	名古屋刑務所において、居室におけるビデオ視聴等による学習方法により、薬物依存離脱指導を実施している例	67
表 1 - (3) - ⑰	8 保護観察所における薬物事犯に係る保護観察事件（3 号観察及び 4 号観察）の受理実績（平成 20 年）	68



#### (4) 薬物依存症者、その家族等に対する支援の推進

表1-(4)-①	薬物依存症の治療の必要性	77
表1-(4)-②	これまでの薬物依存症対策についての評価	77
表1-(4)-③	自助活動の役割について	78
表1-(4)-④	第三次五か年戦略における薬物依存症の治療についての記述	79
表1-(4)-⑤	薬物乱用対策推進地方本部の設置根拠	80
表1-(4)-⑥	精神保健福祉センターの行う薬物依存症に係る業務についての規定	81
表1-(4)-⑦	薬物乱用防止対策事業の薬物関連問題相談事業についての規定	82
表1-(4)-⑧	生活環境の調整の根拠規定	83
表1-(4)-⑨	生活環境の調整に関する記述	83
表1-(4)-⑩	薬物乱用防止新五か年戦略等における法務省の家族支援策に関する記述	84
表1-(4)-⑪	引受人会について	85
表1-(4)-⑫	薬物依存症者数、治療者数等	86
表1-(4)-⑬	国立精神・神経センターが実施したアンケート調査結果の概要	87
表1-(4)-⑭	全国の精神科病院における依存症専門病棟（病床）数	87
表1-(4)-⑮	国立精神・神経センターにおける認知行動療法を取り入れたプログラムの開発	88
表1-(4)-⑯	国立精神・神経センターによる薬物依存臨床研修	89
表1-(4)-⑰	地域における薬物依存症の専門医療機関の状況	90
表1-(4)-⑱	薬物依存症の治療に係る民間の社会資源の状況	91
表1-(4)-⑲	再乱用防止対策についての家族会等の意見	92
表1-(4)-⑳	医療機関の意見	92
表1-(4)-㉑	精神保健福祉センターにおける薬物依存症治療プログラム	93
表1-(4)-㉒	地域依存症対策推進モデル事業の概要	95
表1-(4)-㉓	家族等の役割の重要性の指摘	95
表1-(4)-㉔	家族教室の意義、重要性についての精神保健福祉センターによる指摘	96
表1-(4)-㉕	精神保健福祉センターにおける家族教室の開催状況（平成20年度）	97
表1-(4)-㉖	精神保健福祉センターが家族教室を保護観察所と共催している例	99
表1-(4)-㉗	家族教室の開催案内を他機関へも送付している精神保健福祉センターの例	99
表1-(4)-㉘	精神保健福祉センターにおける家族教室の開催を求める意見等	100
表1-(4)-㉙	薬物問題相談員のためのマニュアル	100
表1-(4)-㉚	精神保健福祉センターにおける相談の件数	101
表1-(4)-㉛	精神保健福祉センターの相談の周知についての家族会等の意見等	102
表1-(4)-㉜	精神保健福祉センターのホームページにおいて薬物の相談を周知していない例	102
表1-(4)-㉝	精神保健福祉センターの個別相談指導で工夫している例	103
表1-(4)-㉞	精神保健福祉センターによる家族等に対する自助活動の情報提供の例	104
表1-(4)-㉟	精神保健福祉センターによる家族等に対する継続的支援の例	105

表 1 - (4) - ㉞	精神保健福祉センターにおける民間団体との連携状況	106
表 1 - (4) - ㉟	精神保健福祉センターにおけるネットワーク構築に向けた取組の例	107
表 1 - (4) - ㊱	精神保健福祉センターにおける関係機関の職員に対する研修の実施状況	108
表 1 - (4) - ㊲	全国の保護観察所における引受人会の実施状況	109
表 1 - (4) - ㊳	3 保護観察所における引受人会の実施状況	109
表 1 - (4) - ㊴	5 保護観察所の引受人会を実施していない理由	110

## 2 学校における事前防止対策の推進

### (1) 中学校及び高等学校における薬物乱用防止教育の充実強化

表 2 - (1) - ①	「大学と学生」(平成 21 年第 64 号(独立行政法人日本学生支援機構編))における記述	115
表 2 - (1) - ②	薬物乱用防止五か年戦略における記述	115
表 2 - (1) - ③	少年の大麻事犯の検挙人員の推移	116
表 2 - (1) - ④	学習指導要領における薬物乱用防止教育に係る記述	116
表 2 - (1) - ⑤	第三次五か年戦略における薬物乱用防止教育の実施に係る記述	117
表 2 - (1) - ⑥	文部科学省による薬物乱用防止教育の実施に係る通知	117
表 2 - (1) - ⑦	薬物乱用防止教室の実施状況(公立中学校)	118
表 2 - (1) - ⑧	薬物乱用防止教室の実施状況(公立高等学校)	118
表 2 - (1) - ⑨	薬物乱用防止教室の実施状況(私立中学校)	119
表 2 - (1) - ⑩	薬物乱用防止教室の実施状況(私立高等学校)	119
表 2 - (1) - ⑪	関係機関が連携して薬物乱用防止教室の実施を推進する体制を整備している例(2 都道府県)	120
表 2 - (1) - ⑫	薬物乱用防止教室の実実施計画の提出を求めている例(2 都道府県)	121
表 2 - (1) - ⑬	薬物乱用防止教室の講師名簿を提供している例(3 都道府県)	122
表 2 - (1) - ⑭	管内の高校生による薬物事件の発生を受けて、平成 20 年度以降に新たな取組を行っている例(2 都道府県)	123

### (2) 大学等における薬物乱用防止に係る啓発・指導の推進

表 2 - (2) - ①	大学生の薬物事犯別の検挙人員の推移	128
表 2 - (2) - ②	大学生に対して実施されているアンケート調査の結果	128
表 2 - (2) - ③	第三次五か年戦略における大学等の学生に対する啓発・指導に係る記述	129
表 2 - (2) - ④	大学等における啓発・指導の実施に係る文部科学省からの通知	129
表 2 - (2) - ⑤	大学及び短期大学における啓発・指導の実施状況	130
表 2 - (2) - ⑥	薬物乱用防止に関する内容を盛り込んだ教養科目を開講している例(11 大学)	131
表 2 - (2) - ⑦	学生に対する意識調査を実施している例(7 大学)	132
表 2 - (2) - ⑧	e-ラーニングを活用した薬物乱用防止教育を実施している例	133
表 2 - (2) - ⑨	薬物乱用防止に関するハンドブックを独自に作成している例	133

表 2 - (2) - ⑩	薬物乱用防止に関するキャンペーンを実施している例	133
表 2 - (2) - ⑪	高等専門学校における啓発・指導の実施状況	134
表 2 - (2) - ⑫	専修学校における啓発・指導の実施状況	134
表 2 - (2) - ⑬	独立行政法人日本学生支援機構による調査結果	135
表 2 - (2) - ⑭	薬物乱用防止に関する情報提供を求める大学等の意見の例	136

### 3 国及び都道府県における薬物乱用対策の推進

表 3 - ①	都道府県に対する情報提供等についての意見	139
表 3 - ②	国のホームページにおいて自殺予防対策についてネット上で提供されている地方公共団体の情報	140